

別記様式(第2条関係)

水 第 518 号  
令和3年8月30日

## 聴 聞 通 知 書

漁業協同組合 JF しまね代表理事会長 岸 宏 様

島根県知事 丸山 達也

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

## 記

聴聞の件名	水産業協同組合法第124条第2項に基づく役員改選命令について	
予定される不利益処分の内容	令和3年7月9日付け指令水第372号で命じた水産業協同組合法第124条第1項に基づく業務改善命令に従わなかったため、同条第2項に基づき、指定する期日までに役員を改選することを命ずる。	
根拠となる法令の条項	水産業協同組合法第124条第2項	
不利益処分の原因となる事実	別紙のとおり。	
聴聞の期日	令和3年9月13日(月)13時30分から	
聴聞の場所	島根県松江市内中原町52 島根県職員会館 健康教育室	
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	島根県農林水産部水産課
	所在地	島根県松江市殿町1番地

- 備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」といいます。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

### 聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 2 あなたが聴聞に出頭しない場合には、聴聞の期日において、あなたに代わって代理人に意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出させることができます。
- 3 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名及び住所、あなたとの関係並びに補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日から起算して7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 4 あなたが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、行政手続法第23条第1項の規定により、主宰者は、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結させることがあります。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の 主宰者	職名 島根県 農林水産部 農林水産総務課 課長 氏名 林 一彦 連絡先 島根県松江市殿町1番地 0852-22-5107
聴聞の公開 の有無	非公開

## 別紙（不利益処分の原因となる事実）

- ・ 貴組合が令和3年6月9日に開催した役員推薦会議については、貴組合の定める役員選任規程（定款附属書）及び規約に則り開催され、有効に決議されているにもかかわらず、同規程第3条第6項に基づく公告を行わず、役員選任の議案を総代会に提案しなかった。
- ・ 現在、役員任期が満了しているにもかかわらず、新たな役員が選任されていない状況にある。水産業協同組合法に基づく経過措置として、既に任期を満了した役員が組合運営を継続している状況であり、早期に組合員の信任を得た新役員による運営となるよう是正する必要がある。
- ・ この状況を踏まえ、令和3年7月9日付け指令水第372号で、水産業協同組合法第124条第1項に基づく行政処分として、令和3年6月9日に開催した役員推薦会議で決定した役員候補者を貴組合の役員選任規程（定款附属書）第3条第6項に基づき公告の上、令和3年8月10日までに総代会を開催し、役員選任の議案を提案し、その結果を令和3年8月20日（金）までに島根県知事に書面により報告することを命じた（以下「業務改善命令」という。）が、貴組合からは、8月10日までに臨時総代会を開催せず、また、裁判での係争を理由に業務改善命令に応じないとの報告があったところ（令和3年8月20日付け3漁しまね第49号）。
- ・ このことから、現在の貴組合の役員体制では、業務改善命令を踏まえた必要な手続を進める見込みがないことから、役員改選を命じるものである。

## （留意事項）

- ・ 本件役員改選命令は、現行の役員が、業務改善命令に従わず、今後も必要な手続を進める見込みがないことから、役員改選を命じるものである一方、業務改善命令は、令和2年度の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする役員任期満了に伴う役員選任手続に問題があったことに対して是正を命じるものであり、それぞれ目的が異なるものである。
- ・ なお、業務改善命令に対しては、貴組合から違法であるとして、松江地方裁判所に命令取消請求が提起され、現在係争中であるが、訴えの提起は、その処分の効力を妨げないとされている（行政事件訴訟法第25条）ことから、業務改善命令の効力は有効であるため、今回、それに従わなかったことを理由として役員改選命令を発出するものである。